

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>(1-1) 放射線の健康影響に係る研究課題に関連する書類の作成・改訂等作業について</p> <p>・環境省より提供されることになっている令和5年度事務処理要領等について、提案書を作成するに当たり、事前に提供を受けることは可能か教えてください。</p>	<p>仕様書「9. その他(4)」に記載のとおりです。その際、令和5年度事務処理要領の閲覧は可能です。</p>
2	<p>(1-2-2) 過年度までの研究課題のデータベースの更新について</p> <p>・「令和5年度までに作成されたデータベースは、令和6年4月までに環境省担当官より引き継ぐこと。」と記載があるが、作業計画を検討するにあたり、いつ頃提供を受けられる予定か教えてください。</p>	<p>契約直後から提供可能です。</p>
3	<p>(1-3-1) 再委託契約の締結等に関する事務について</p> <p>・「環境省との契約締結後2週間以内を目途に、仕様書別紙1に則り、再委託契約の締結等に関する事務を行うこと。」とあるが、各課題の研究計画書の内容等については、令和5年度事業者様が固めた内容が提供されるのでしょうか。引継ぎ後に1から作業をする場合、スケジュールがタイトとなるため伺います。</p>	<p>令和5年度本事業受託業者から納品された研究計画書にて再委託契約を進めることを想定しています。</p>
4	<p>(1-3-6) 令和6年度研究課題における研究の進捗に係る会議（以下、「研究班会議」という。）の開催について</p> <p>・「研究班会議を開催するための連絡調整等を実施すること。」とあるが、(1-5) 項に記載の「令和6年度研究課題（31課題）の研究班会議」と同じ会議でしょうか。</p>	<p>同じ会議のことを指しています。</p>
5	<p>(2-1) 研究調査事業運営委員会の開催</p> <p>・第4回の口頭発表について、発表者の説明はオンラインと対面のどちらで行うのでしょうか。対面の場合、発表者の旅費を負担する必要があるかについても教えてください。</p>	<p>発表者の説明は、対面・オンラインどちらも可能です。対面の場合、発表者の旅費については発表者ご自身で負担して頂きます。</p>